

平成23年7月26日  
午前10時開会  
議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市一般会計補正予算（第1号））

日程第 4 議案第59号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

追加日程第1 議案第60号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第61号 上天草市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子

2 番 何川 雅彦

3 番 田中 辰夫

4 番 須崎 光枝

5 番 宮下 昌子

6 番 西本 輝幸

7 番 高橋 健

8 番 小西 涼司

9 番 田中 豊八

10 番 島田 光久

11 番 川口 望

12 番 田中 万里

13 番 北垣 潮

14 番 園田 一博

15 番 窪田 進市

16 番 津留 和子

17 番 桑原 千知

18 番 渡辺 勝也

19 番 田中 勝毅

20 番 荻塚 安親

21 番 新宅 靖司

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	橋本 秀雄

会 計 管 理 者	杉 田 良 一	上天草総合病院事務長	松 本 精 史
水 道 局 長	楠 本 金 生	総 務 課 長	村 上 理 一
財 政 課 長	竹 下 学		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	森 内 孝 生	局 長 補 佐	山 下 正
参 事	小 松 野 洋 己		

---

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回上天草市議会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。

報道機関から写真撮影の申し出がっておりますが、これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、許可をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

議案質疑については、同一議題での質問項目は3項目で、補正予算議案は各課につき3項目と定めてあります。質疑回数は同一議題3回以内と会議規則などで定めてありますので、遵守をお願いいたします。

また、質疑に対しては自己の意見等一般質問的にならないように御注意をお願いいたします。

それでは、直ちに会議に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に16番、津留和子君、17番、桑原千知君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、7月25日及び本日、議会運営委員会が開催され、会期並びに上程議案の審議方法について協議がなされておりますので、その

報告を求めます。

議会運営委員長。

○**議会運営委員長（西本 輝幸君）** おはようございます。

7月25日及び本日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

委員会の検討事項は専決処分の報告並びにその承認を求めることについてと、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号の2議案でございました。委員会では、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

また、会期は本日1日とし、審議方法につきましては、時間的に急施を要する用件であり、委員会への付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することで決定しましたので、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○**議長（堀江 隆臣君）** お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、委員長報告どおり本日1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時40分

日程第3 承認第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成23年度上天草市一般会計補正予算（第1号））

○**議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第3、承認第10号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○**市長（川端 祐樹君）** 専決処分の提案理由の説明を、今から行います。

本年6月からの大雨によります災害発生に伴い、予算を補正する必要が生じたため、平成23年度上天草市一般会計補正予算第1号を専決処分いたしました。よって、その承認をお願いするものでございます。

この議案の詳しい内容につきましては総務企画部長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

**○総務企画部長（杉田 省吾君）** おはようございます。

専決第10号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。配付資料があるかと思しますので、よろしく申し上げます。

平成23年度上天草市一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして7月8日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、平成23年6月から7月までの梅雨前線豪雨による災害発生に伴う費用が発生したために、歳入歳出それぞれに1億円を追加し、歳入歳出の総額を153億800万円と定めるものでございます。

歳入予算としまして、90款繰越金10項繰越金の1億円は前年度繰越金です。

歳出予算としまして、45款土木費30項都市計画費10目都市計画総務費の9万円は、家裏がけ崩れ等見舞金の増額です。

55款教育費30項保健体育費25目スポーツ振興施設事業費の63万円は、松島総合センターアロマ消防設備落雷被害修繕料の増額です。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費10目単独災害復旧費の114万円は、機械等使用料の増額です。15目農業用施設等災害復旧費の476万3,000円は、阿村新地ほか6件の農地等災害復旧事業測量設計業務委託料の増額です。20目林業施設等災害復旧費の21万3,000円は、機械等使用料の増額です。25目治山施設災害復旧費の46万2,000円は、単県治山測量設計委託料の増額です。

15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費の4,043万6,000円は、国との協議のための旅費、被災箇所土砂撤去等に係る機械等使用料、蔵々千束線地質調査、蔵々千束線、亀の迫線、下貫産床線測量設計等委託料及び亀の迫線災害復旧工事等の増額です。15目河川災害復旧費の280万円は、外目川単独災害測量業務委託料及び復旧工事費の増額です。

30項その他公共施設等災害復旧費35目法定外公共物災害復旧費の250万円は、蔵々水路及び馬建地区里道単独災害復旧工事の増額です。

75款予備費10項予備費10目予備費4,696万6,000円の増額は、予算の調整によるものでございます。

以上が専決予算の概要でございます。

平成23年6月から7月までの梅雨前線豪雨による災害発生に伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部からの提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第10号について、質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） これは6月、7月の豪雨による災害が急に発生して、緊急性を帯びて予算を専決されているわけですがけれども、現状のところ、復旧状況はどれくらいになっているか、それを教えてもらえますか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 現在の復旧状況でございますけれども、応急工法といたしまして千束線の地形測量、地質調査、実施設計。それと、亀の迫線の実施設計のみを発注しております。

今後は災害査定とか国の判断を仰ぎながら、11月くらいをめどに発注したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 経済振興部のほうで農林水産課の関係でございますけれども、民間のほうで災害が発生したところについては民間のほうで処理をしていただいておりますが、私たちの予算を計上する上では、今のところについてはまだ、今後県なり国なりの指示を受けながらやっていきたいということで、現在、今回の補正を上げさせていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば専決をする場合に、急を要する形で専決処分されてきていると思うんですよ。だから結構、私も幾つか聞いています。市がすぐ来て、見て、土砂をどけてくれたとか、そういう即効性のある事業もあるのではないかと思いますけれども、そういうのはないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えします。

そういう土砂撤去とかは、応急工法として通常から幾らかの災害費用を、予算を計上しておりますので、常時実施しているところでございます。

また、先ほどの補足ですがけれども、単独の災害の場合は専決の議会、臨時議会で可決していただければ早急に実施したいと考えております。単独の災害箇所は14路線あります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 8ページです。下貫産床線ですか、その災害復旧工事ですが、その

状況と、これは林道なのかちょっとわかりかねますので、その辺の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 下貫産床線は市道でございます。

工事内容としては、6月11日から22日の梅雨前線により舗装が剥離している状態でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 12番、田中です。

まずもって、今回の災害に対しては、関係所管は市民の声を受けて、即座に現地に行って対応していただいたことに感謝申し上げます。市民の方からも、すぐ対応していただきましたというような声が寄せられておりました。

その中でお尋ねしたいんですが、今回、水道事業の中で維和地区の水道管が破裂して大変な被害が起きました。その際、私も3、4回現場に行ってみましたが、水道管が破裂したことで水が下に流れ、下の田んぼや畑等が水の圧力によってこれまでの形が崩れた点とかもなっております。その辺については、今度の災害として、被害に遭われた土地の人たちへの復旧等もできるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えいたします。

市道なり水道の復旧は、自然災害で起きた場合は基本的に補助事業でできますけれども、補償までは至っていないところでございます。

ただし、道路、水道とも、復旧した後に地区のビニールハウスか何か壊れたという点については、市長と協議して、同時に進めていきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 現場を見たときに、その被害に遭われたお年寄りの方たちがいて、その畑、ビニールハウスを耕したりするのがやはり生きがいであるというようなことも言われ、その方たちは水道のポンプができる際にもこういうことが起きかねないということで反対をされたというようなことを聞いております。しかしながら、その事業自体が維和地区の水道事業には絶対必要だということで、理解をしてやったといういきさつもあったと聞いております。法的には、そういう復旧工事等がひもつきとか、いろいろあると思いますが、やはり四角四面で処理するのと、これまでのそういう流れを国とか県はわからない部分があります。やはり、地域の市がその辺は代弁して、本当にその人たちが、納得とまではいかななくても、やはり最大の努力はしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第59号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第59号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号を議題といたします。

桑原千知議員には、除斥の規定――。

はい、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 今、議長が発言される前に、私に発言をお許しいただきましたことに対してお礼を申し上げます。

この案件に関しては、当然、私も利害関係人という中での思いで今から話をされると思うんですけども、一言申し上げたいことで、議長の見解をお尋ねしたいという思いで発言させていただくわけですが、よろしいでしょうか。

十年一昔と言えば、私たちが三十代くらいのころはよく使われた言葉でございます。これだけスピード化された世の中になれば5年、3年先はわからないというような状況の中で、この問題に関しては三十数年前の案件を、13年前ですか、私が引き継いだ中で私なりにいろいろと、また組合の役職員一同一丸となって対応して、引き継いだ時点で、私も組合は財産、土地すべてのものはもう財産に見合った金額ではございませんので差上げますと執行部に申し上げた経緯がございます。

そういった中で、私も現在まで、その当時3億円近くの金を町がしなければいけない状況の中で私になって、組合員一丸となって現在に至り、平成19年12月31日をもって現在3,800万円くらいの金額が残ったわけでございますけれども、そういった引き継ぎを考えたときに、この案件に関して、当然、私も皆さんと同じように議員として市民の負託を受け、900人近くの支持者がおられます。たとえ、採決に加わる、加わらないは別として、地方自治に詳しい人にちょっとお尋ねしました。この出席、退席に関しては議長の判断を仰ぎなさいという意見でございました。そのことを踏まえた中で、今、長々と話したわけでございますけれども、議長の判断をお聞きした中で結果を申し伝えていただければそれに従いたいと思っておりますが、いかがですか、議長。

○議長（堀江 隆臣君） 今回のこの議案につきましては、皆さん御承知のように樋島漁協損失補償問題の損失補償の予算計上でございます。今の桑原議員の発言としては、今回の予算計上と桑原議員の利害関係があるかどうか。あるとすれば、地方自治法第117条により除斥の規定がございます。桑原議員の今の発言は、利害関係にはないという意味合いのことだろうと思います。私も事務局と協議の結果、桑原議員は利害関係にあるというふうに判断しております。よって、議長判断としては除斥を求めたいと思います。

ただいま御異議がございましたので――。

はい、どうぞ、桑原議員。

○17番（桑原 千知君） もう一つ。

議長とすれば、当然そういう話をされると思います。しかしながら、私といたしましてはやはり、法的な意味を含めた中で、平成19年12月31日までは樋島漁協という名前がそこで出て、確かにそのときは有無を言わず出なければいけないというようなことで、私も認識しておりました。

しかし、事ここに至って、そういう中で、やはり、先ほど言いましたように市民といいますか、私も負託を受けた一人として、当然採決には加わってもいいのではないかというような意味から言ったわけですが、今、議長が言われたように議長の裁定でそういうことがあれば従わざるを得ないということで、私も退席しなければいけないと思いますので、したいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 桑原議員より異議がございましたので、お諮りをしたいと思います。

本案については、桑原千知君の利害関係にある案件であると認めますので、地方自治法第117条及び議会運営の申し合わせ事項の規定によって、桑原千知君の除斥について、起立によって採決をいたします。

桑原千知君の除斥をすることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

したがいまして、桑原千知君を除斥することは可決されました。

桑原千知君の退場を求めます。

[17番 桑原千知議員退場]

○議長（堀江 隆臣君） それでは、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案第59号について、提案理由の説明をいたします。

樋島漁協損失補償契約に基づく損失補償について予算を措置する必要がありますので、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号を上程させていただいております。この問題につきましては、従前から皆様とともに議論を通じているところでございますけれども、熊本県漁業信用基金協会において、今月中に予算計上が図られない場合は提訴に持ち込むという通告がっております。そういった手前上、このたび臨時議会とさせていただいております。



なお、私どもといたしまして、債務者となります本市においては法的に現在の未償還金額3,848万2,300円を履行せざるを得ない立場であり、債権者の熊本県漁業信用基金協会においては、本市の諸事情を考慮し、現時点でも元本のみ返済に御理解いただいているところでございます。訴訟による遅延損害金を含めた請求がなされないうちに、早期に解決することが最も望ましい措置であると判断したところでございます。

なお、この問題の解決に当たり、皆様方と全員協議会の場で協議したところでございますが、樋島漁協側においても、このたびの道義的責任を痛感されており、理事の方々の応分の負担、そして桑原組合長が個人といたしまして1,000万円を上天草市に支払うという意向がございます。これについては、損失補償が履行された段階で即、正式に契約を交わし、またその契約書には債務に十分応じられる保証人を選定し、契約を結ぶということにいたしております。これは本人の御了解のもとにさせていただいておりますけれども、そのようなことで桑原組合長個人も道義的責任を痛感し、それを果たしたいという意向でございます。

なお、この議案が可決なされた暁には、執行部といたしましても給与カット条例を上程させていただきたいと思っておりますし、私どもも責任を痛感しているところでございます。いずれにしましても、この問題を速やかに解決させていただきまして、上天草市がもう一歩前に進めますことを心から願っております。

補足説明については総務企画部長から申し上げますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

**○総務企画部長（杉田 省吾君）** 先日、提案理由の説明を配付しておりますが、きょう机上のほうに配付しておりますので、そちらのほうで御確認いただきたいと思います。よろしく願います。

提案理由の説明をいたします。

議案第59号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号について御説明いたします。今回の補正予算は予備費からの予算組み替えで対応するため、歳入歳出の予算総額には変更はございません。

歳出予算といたしましては、35款農林水産業費20項水産業費15目水産振興費の3,848万3,000円は、樋島漁協損失補償金の計上分でございます。

75款予備費10項予備費10目予備費3,848万3,000円の減額は、予算の調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、先ほど市長が説明したところと重複するかと思いますが、今回の補正予算は、平成11年12月27日に旧龍ヶ岳町と熊本県漁業信用基金協会との間で締結され

た損失補償契約に基づく、本市の補償履行義務を負う費用3,848万3,000円を計上するものでございます。この損失補償契約では、旧龍ヶ岳町は、熊本県漁業信用基金協会から損失補償の請求があったときは損失額を確認し、請求のあった日から3カ月以内に支払うこととされ、熊本県漁業信用基金協会が旧龍ヶ岳町から損失補償を受けたときは、旧龍ヶ岳町は直ちに熊本県漁業信用基金協会の残債権を譲り受け、樋島漁業協同組合に対して有する求償権を放棄するとされているものでございます。

また、補償の取扱期間は平成11年12月27日から平成19年12月31日までとされ、毎年未払いの分割弁済の約束がなされていたため、既に弁済期限が到来しており、これまで熊本県漁業信用基金協会から幾度となく請求を受けている状況であります。

本市としましては、この損失補償の支払いに関しては、これまで弁済額の軽減策などさまざまな方策を検討してまいりましたが、いずれにしても、債務者である本市は、法的に現在の未償還額3,848万2,300円を履行せざるを得ない立場であり、債権者の熊本県漁業信用基金協会においては、本市の諸事情を考慮し、現時点でも元本のみの返済に御理解いただいている状況から、訴訟による遅延損害金を含めた請求がなされないうちに早期に解決することが最も望ましい措置であると判断したものであります。

また、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、予算を定めるには議会の議決を経る必要があるとされております。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部からの提案理由及び議案内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第59号について、質疑はございませんか。

19番、田中勝毅君。

**○19番（田中 勝毅君）** 市長のほうから説明がございました。この件につきましては、これまで何回となく、特別委員会等を交えた中で協議をしてきた問題でございます。

きょうの市長の説明の中で桑原組合長、今もらっているのは念書ですが、言ってもいいですか。

**○議長（堀江 隆臣君）** どうぞ。

**○19番（田中 勝毅君）** 市長の説明の中では、執行と同時に契約書を交わす。それと、これに対する信用できるような方の保証人を何名か、人数はわかりませんでしたけれども立てるといような市長の説明でございました。

ですから、私は市長が申されたことを信用して、できるなら今回、この提案を可決するほうが望ましいのではないかと私個人で判断をいたしているところでございます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 12番、田中万里君。

**○12番（田中 万里君）** まずもって、この樋島漁協問題、延々と続いて本日までかかっております。何点かお尋ねいたしたいと思っております。

これは全員協議会でも申し上げたことですが、私ども会派みらいにおいては特別検討委員会にも委員として入っております。そして、前々回の全員協議会の中でも、執行部から漁信基に対しては法的に払わなくてはならない、どんなに戦っても法的に市の勝ち目はないというような弁護士の見解等も聞いております。我々もその辺は十分に認めております。

しかしながら、我々がなぜこれまで申し述べてきたかという、2004年でしたか、今の特別検討委員会ではなく、さきの検討特別委員会においてこの樋島漁協問題がクローズアップされ、その中で現桑原組合長が、市及び議会には一切の御迷惑をかけませんという誓約書を提出しております。その言葉を信じ、我々議会、市執行部もこれまでずっと信じてきたものだと私は認識しております。

そういうことを含めて我々会派みらいが求めたことは、検討特別委員会で漁協に対し求めた樋島漁協事務所の土地、建物及びその土地に附属する資産の売却を求めるとし、その資産が売却されて債務返済に充てられることを確認した上で残債について市の損失補償の予算措置を認めるものとする等々、樋島漁協に対し要望を出しました。

と同時に、先ほど申し上げたように、組合長が我々議会と執行部に対して一切の迷惑をかけないという、これは法的には何の効力もないかもしれませんが道義的な約束事で、我々と約束しております。その際、私も議員の一人で行っていました。それで、特別委員会の方と、私は特別委員会ではありませんでしたが、その際組合長でもあり、我々と同じ市議会議員でもられる桑原議員が、いろいろと御迷惑をかけておりますがというような言葉で謝罪もしました。我々はその言葉を信じ、現在まできたにもかかわらず、検討特別委員会が出した漁協に対しての要望と、組合長自身の決断を求める要望も執行部に全員協議会で求めました。それについて、きょうまでどういう動きをされたのか。そして、そういうのも含めて、今回のこのような念書に発展したことだと思いますが、我々が要望したことに対して漁協はどういう対応をしたのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 12月議会のときに、決議事項のほうをいただきました。その決議事項の中には、樋島漁協の事務所土地、建物及びその土地に附属する資産の売却を求めるとし、その資産が売却されて債務返済に充てられたことを確認した上で、残債について市の損失補償の予算措置を認めるものとする。なお、樋島漁協の財産につきましては、事前に債権保全のために早急に市の名義として仮登記を行うよう市に求める。また、市が損失補償を支払うこととなった場合、樋島漁協及び理事に納税証明書の提出を求めることとするを特別委員会として市に要請することを全員一致で決定いたしましたというような決議事項が出ました。

その件につきまして、平成23年6月30日の時点で全員協議会の皆さん方から要請がありまして、私たち執行部といたしましては、12月議会の決議事項のことについて御回答願いたいということで、樋島漁協のほうに内容証明付きの郵便を送付しました。これにつきましては回答を

くださいということで、桑原組合長から市長宛に回答をいただきました文言の中に、樋島漁協といたしましては、上天草市及び議会のほうに非常に迷惑をおかけしております。しかし、この内容証明つきでの回答につきましては、組合員で協議いたしましたところ、漁民のよりどころであるため耐えがたいという意見がございまして、つきましては議会の申し出にこたえることができませんが、議員の皆さん方の御理解を切にお願いいたしますというような回答があったというような状況でございます。その前にも私たちは再三お願いをして、ここの傍聴席においでで組合員さんたちもおられるかと思いますが、総会の会場でも、このようなことがありましたので、どうか御理解をいただいて、そういう要望をのんでいただけませんかというようなお願いを私のほうも再三してまいりました。しかし、内容証明つきの回答としては、組合員のよりどころであるため、これは申しわけないが、どうしてもそういう要望はのめませんというような回答があったということでございます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 田中万里君。

**○12番（田中 万里君）** 今の答えが先ほど私が質問した答えととらえていいんだと思いますが、今言われなかった点で、組合長の決断というの私もお願いしておりました。それが、今回のこの念書ということにつながったと判断しておりますが、まず初めに、私は漁協のそういう、組合員のよりどころというようなことは十分にわかります。しかしながら、我々も市民に説明責任がございまして、そういう部分を含めて、検討委員会でそのような答えを出したにもかかわらず、そういう対応をされたことは非常に残念でなりません。

と同時に、先ほど桑原議員も言われたように、これは三十数年前の話で、13年前に本人が組合長として引き継がれ、きょうまで、さきの19年まで努力されたことに対しても私は理解をいたします。しかし、繰り返しになりますが、漁協として、組合長として市及び執行部、議会には一切の御迷惑をかけないというような重い言葉もございまして、しかしながら、この樋島漁協問題で長い間、議会と執行部のやりとりもございまして、私も、何度となく検討特別委員会等で質問をいたしました。新聞等でも大きく取り上げられております。ある市民の方から、本当に今市民が望んでいること、やってほしいことというのはたくさんある。あなた方議員は本当にその声を受けて、今やらなければならないことを考えてくれ。仕事がない、生活が苦しい、どうやってこの上天草市で生きていったらいいのか、不安がいっぱいある。そういう部分をこの議会でも議論をして、執行部と議論をした暁に市民の生活が本当によくするようにやってくださいというような声を受けております。

私も、正直言ってこの問題は早急に解決し、先ほど市長が言われたように次のステップに行きたいというのが本心です。しかしながら、我々議員としても、市民にしっかりと説明責任を果たせるような材料がほしいです。今回、このような提案がなされております。市執行部においては、報酬のカットで一部に充てたい。全員協議会の中で、我々議員としてもこれまで引っぱり続けてきた責任というのは十分にあるかと思います。議会として、議員一人一人としてもこの問題に

は本当に、政治家としての判断が必要ではないかという思いで、我々会派みらい、そして同じ勉強会をした同志の中では、議会からもそれなりの負担をしなければならないのではないか。この問題に対して、市民の税金を1円たりとも使ってはいけない。そうすることが、市税の滞納等、そういう問題にこれから先、この判断でますますつながっていくのではないかというような気がしております。我々議会としても、議会の責任というのを感じております。その部分も含めて、今回市長が提案されたことで、本当の意味でこれから判断をしていきたいと思いますが、過去のことではなくて今後、もしこれをこの場で可決した場合、執行部としては、これから市のほうに取り立てと言っておかしいですが回収する権限が生まれてきますけれども、その姿勢に対しては今どのように感じておられるのか。今、必ず回収をやりますというような強い気持ちのもとにあって、今後それを必ずなし遂げるといふ気持ちでおられるかどうか。そして、やるというその表現を、市長みずからも述べていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回、損失補償を履行させていただいた暁には、上天草市は債権者になります。そして、実質的に2人の債務者の方に対するいわゆる取り立てというのは当然行ってまいりますし、債務者の方以外にも保証人という方々もいらっしゃいます。当然、それらの方々に対して、この債務の履行を強く迫っていきたく思いますし、それが我々の次の責務であるというふうに思っているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 最後です。

今、市長の決意というのは十分わかりました。この問題に対しては、現総務企画部長ではなく、前総務企画部長とのやりとりで、議会と執行部に非常に溝ができた部分がありました。私はその点を強く感じておりました。今後、今市長が言われるようなことを実行するのであれば、議会と本当に一緒になって、この問題の本当の解決策というのはやっていただきたいと思っております。それが、今後の執行部と議会のあり方、そして本当の意味での市の発展につながると思っておりますので、その辺はこの場をおかりしてお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） ただいま、田中議員の質問もございましたが、これはもう、当然避けては通れない。これはもう皆さん、22名が全員納得をしておられる。

というのが、旧町時代から損失補償ということをやったわけ、その後合併をして、市に引き継がれることは当然のことなんですね。市民感情からしたときに、どうして我々のとうとい血税からということもございませうが、やはりこれは、損失補償というものを受けた以上いたし方ないという部分。法的に照らし合わせても、絶対勝てる要素はどこにもない。とするならば、漁信基のほうも、結局利子はカットして元本のみということでの話でございますので、私は今回、これが訴訟に行くようであれば、3,800万円が6,000万円、7,000万円になるだろうと。

そういうことになったら、これは大変なことだ。この問題は最小限の負担で早急に解決すべきであろうということで、きのうの全協の中でも、私はそういういきさつを申し述べたわけでございます。

当然、過去においてはそういう不履行の部分もございましたでしょうが、やはり今回はここまで市が、市民のとうとい血税を使って償還に充てるということであるならば、当然、漁協の役員さん方も、できる範囲の中で自分たちもというような気持ちをきのうも述べておられましたが、これはこういうような形で解決しなければしょうがない。もうこれ以上引っ張っていても仕方ない。どっちみち7月いっぱいがりミットでございますので、そういう意味では今日可決をして、この問題も早く解決をしていったらどうかというふうに思っておりますので、私の意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） この問題は本当に長くかかっておりますけれども、旧龍ヶ岳町からずっと引きずっている問題ですし、合併協議会では明らかにされていなかったという問題、金額も大きい。そして一般的には考えられないと思うんですが、求償権の放棄の問題などなど、いろいろありましたが、市長にお尋ねしたいと思います。

例えば、きょう可決されて市が支払った場合ですが、法的にはいろいろ守られていて、責任問題とかそういうのを追及することができないのかもしれませんが、なぜこういうことになってしまったのか、大もとの原因はどこにあったか、その責任はどこにあると市長は今お考えでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） この損失補償問題、振り返りますと平成11年に行き当たります。平成11年の5者会談における契約がこのたびの損失補償契約ということになるかと思えます。当時としては、当時の社会情勢あるいは旧龍ヶ岳町の町政の中で、どうしてもせざるを得なかった契約だったかもわかりませんが、当初想定していたような債務の支払いが滞る、そういう状況となったのが直接的な原因ではないかというふうに思っております。

ですから、当時の関係者含めて多くの方々が、どうにかこの問題を解決しなければいけないという思いのもと当たってこられたかと思えますけれども、結果としてこういう形になったのではないかというふうに思います。

そして、現在私どもといたしましては、平成19年以降この問題が延々と解決できなかったということに対する責務は、当然私にもあるというふうに認識しております。今後、このような損失補償契約は、当然市としては考えておりませんし、また今後ともこういったことはあってはならないと思います。特に、基金協会側から市が提訴された場合、市が訴えられるということになりまして、上天草市にとってもこれは非常に不名誉なことではないかと思っております。どうに

かしてそれは避けなければいけないし、またその前段といたしまして、皆様方からいろいろな御指摘があつていることを総合的に取りまとめた上で、解決に当たっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 今の市長の御答弁ですけれども、つまり平成11年に5者会談があつたということで、龍ヶ岳町、樋島漁協、漁信基、県漁連、農林中央金庫ですか、その5者に責任があるということ、もちろん御自身にもあるということによろしいのでしょうか。確認です。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 責任をだれだれというふうに明確にする作業については、ここで明言するのは非常に困難ではないかというふうに思います。これはもう、5者の方々以上に、そもそも債務者の方が払ってしまえばこういう問題は発生しないわけでありまして、それプラス保証人の方々や、あるいは旧龍ヶ岳町政、あるいは合併協定を結ぶ際にもこういった問題を発見できなかったというのも一つの責務でありますから、ここで断定的に、だれかれが最も責任があるということ、私の口から申し上げるのはまだまだ材料不足でもありますし、それを明言するには、今のところ、私の立場からは御容赦いただきたいとします。

ただ、この問題に関してこれだけ長引いているということについては、市政全般に対する責任を負う私の立場からすると、当然私にも責任はあるということで御理解を賜ればと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 明確には答えられないということですが、もしきょう可決されれば市民の皆さんの税金を使うことになるわけですから、法的に問えるかどうかという問題は別にしても、責任の所在というのは明らかにするべきではないかなと私は思います。それで、現在のところでは明確に答えられないということが、今の段階での市長のお考えだというふうな受けとめました。ただ、市長自身としては、自分もという言葉が使われましたが、責任はあるということですので、一応それを確認しておきたいとします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） きょうの全員協議会で、道義的責任の追及と、もう一つは樋島漁協の再建計画について、この二つを質疑いたしました。道義的責任の追及に関しましては、きょう先ほどまで、ぎりぎりまで努力していただいた形として報告を受けております。

もう一つの樋島漁協再建計画について、きょう理事の方から答弁がございましたけれども、それを聞かれて、執行部としてのその後の動きというのはあったのか、お聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） きょうのきょうでございますので、私たちもきょうは議運のほうにも出席をさせていただきます、いろいろな面で、できる範囲のことをしました。それで、きょう市長が言われた結果につながってきたんだろうと思っております。

樋島漁協の今後の再建計画等については、私たち経済振興部農林水産課が担当課でございますので、それについては樋島漁協の理事さん、また組合長も含めた全部の皆さん、執行部の皆さん含めたところで、今後の樋島漁協の立て直し等にも尽力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 先ほどから話が出ていますけれども、漁協というところは漁民のよりどころ、もとをただせば、漁民の方が苦しかったから33年前にお金を融資したというような形で、よりどころたるところがしっかりした計画を持たずにどうなのかなど。きのうの理事の方から、計画はしっかり立てていますから、高橋議員、見に来てくださいという形で聞きたかったなというのがありますし、今から若い人が中心となって頑張っていくから、光は見えていますというふうな答弁でしたけれども、そこら辺のしっかりした指導というのは必ず必要だと思います。

先ほど、仮にきょう議決して3,800万円というのを執行した場合、市が債権者になると。今度、保証人とかそういうところが理事さんがされておられるのであれば、計画どおり行っているから、ちょっとどうにかしようかというふうな形になる可能性だって十分あるわけですから、それはもう、執行部としては必ず、漁民のよりどころ、漁民のためと言って提案するのであれば、そこら辺の計画というのにはしっかり準備をして提案に臨むべきだったのではないかなど、私は個人的に思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） この3,800万円、市が債務保証を引き継いでいるから、確かに責任は十分あると思います。それで、漁信基が3,800万円と確定してきている。私はこの間、漁信基をお願いして債務の返還状況、例えば5者協議後、平成11年、12年、樋島漁協がどういう形で返済しているか、明細のわかる資料を出してくれと。

ところが、漁信基からの回答は、AさんとBさんの総額の返済状況と残債しか出ていない。あとは、訴訟の場で必要だったら出しますという回答しか出ていないと思うんですよ。

それと、例えば3,800万円、樋島漁協が、債務者が破産されて回収された資産処分、保証人から回収ですね。その回収状況がどういう形なのか。そして、返済をどのようにされたのか。その3,800万円という仮定のお金が、はっきり3,800万円、市が損失補償しなければならないお金かという確定が、私は議員として今の状況ではなかなかできないんですよ。市民の貴重な税金を使うわけですから、市民への説明責任は議員として十分にあります。だから、両方の資料をしっかりと精査して、市が損失補償しなければいけないお金は本当に3,800万円だと確定する作業を、やはり執行部はしっかりやるべきではないかと私は思うんですよ。

例えば、担保が競売にかけられ、評価して自己落札されている。そのお金が返済に回っていれ



ば、金額はまだ下がっていると思うんですよ。それと、保証人から回収されているのか。まだ保証人から回収するお金があるのか。例えばここで可決した場合、引き継ぐ残債がどれくらいあるか。やはり、その作業はしっかり議会に出してもらわないと、今の時点では判断ができないんですよね。市民の皆さんの貴重な税金を使いますが、今の状況では、市民への説明はできないと私は思うんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁要りますか。

○10番（島田 光久君） いいです。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 平成23年6月13日、漁信基のほうから市に対して、7月中に上程をしなかった場合、2,000万円相当の遅延金を合計して直ちに訴訟を起こす。そのような通告書が、内容証明郵便物として送られてきております。その後、市と漁信基の折衝の中でどのような話をされて、もし否決した場合、本当に漁信基のほうに直ちに訴訟を起こすのか。その辺の話の内容を、少し伺いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員の今の質問でございますけれども、私も漁信基に、全員協議会から4回ぐらい行きました。その回答に、いろいろな中で漁信基が言われるのは、これは法的なことだから払わないといけない。そういうことが決まっているのではないかというようなことでございますけれども、私としては、それは議会に提案して可決をしていただければどうにもできない予算なんですということで申し上げております。しかし、今の漁信基の状況といたしましては、タイムリミットは今週いっぱいということでございました。

それで、私が行っている中に、弁護士から漁信基のほうに電話がかかってきました。その中で、ただいま担当部長と協議をしております。だから、それについてはまた後日、話し合いが終わった後に電話をかけますというようなことで、一回電話を切られました。その後について、こういうようなことで、もう時間がないんだよということでございますので、私が経済振興部長として皆さん方をお願いしたいのは、今週いっばいで可決をしていただかなければ、もう訴訟という形に入っていくと思いますので、そこについては御了解をいただいて、御審議の中で可決をしていただきたいと私は思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） いろいろな方々から質疑がありましたけれども、私もこの問題については、特別委員会の委員長として本当に悩んだ一人として、法的には払わなければならないというのは、本当に皆さんわかっておられると思います。ただ、市民の税金を1円たりとも払ってはならないという信念のもとに、私もやってきたつもりです。

しかしながら、今回、桑原議員個人の1,000万円の念書が出ましたけれども、今まで16年の誓約書ということの中で、これほど苦勞をさせられたというのは、誓約書と言い、今回の念書と

言い、念書というのは法的拘束力がないということです。

まず、一つお尋ねしたいのが、この損失補償額を確認して、残債については債権の譲渡を受け、ということになります。この三千八百数十万円の中で、債権回収可能な額は幾らなのか、どういふふうな見積もりを持っておられるのか、具体的な説明をまずお願いしたいんですが。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 皆さん方の資料、全協の中で提出しました漁信基からの償還状況についてでございます。漁信基のほうからの償還状況では、Aさんにつきましては640万円程度、Bさんにつきましては3,200万円というような金額で、トータルの3,848万2,300円というような金額になるということです。皆さん方、全協の中で指示がありました樋島漁協損失補償に係る資料ということで、内容証明つきで提出した資料が、現在申しあげましたAさん、Bさんの金額のトータルが3,800万円という形でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 3,800万円のうち、どれくらい回収できるかということですよ。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これにつきましては、皆さん方に可決をしていただいた後については、先ほど田中議員のほうからありましたとおり、努力をしますではいけないと思えます。それについては私たちも、今、金額はどれくらい回収できるかというようなことは言えませんが、努力ではなくて、市長が先ほど申しあげましたとおり回収する責任がございます。今、その金額についてどれくらい回収できるかというようなことは一口では言えませんが、全額回収するような気合を入れてとしか申しあげられません。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 気合いを入れて回収するということですが、回収事というのは気合いでは回収できません。

まず、当初私たちは、Aさんは三百数十万円というふうな報告を受けておりました。今回643万2,000円ということですが、まずこれは漁信基からの書類ということで、樋島漁協には確認されたのか、それとAさんには確認をされたのか。この残債について確認したのか。そして、Bさんの保証人に対して、どういうふうに戻して行くのか。そういったところの説明をきちんとお願いしたいと申しあげたんですが。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これにつきましては漁信基からいただいたことで、漁協と本人さんへの確認は、私たちは現在はおしてありません。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 私たち議員も、今回、この問題は解決に向けて進めていかなければならないという思いで、私も委員長として動いてまいりました。こういうところが、回収能力を問われるところになると思います。やはり、債権額をきちんとした上で債権回収可能額を提示して、そして、この念書によってさらに担保していただくということだろうと思いま

す。

私は、今までも大変だっただろうと思います。執行部の努力は認めますし、部長がいろいろな思いの中で努力されたことも、私も一緒に苦勞した中でわかっております。しかしながら、この念書によりますと今後10年間回収もして、返済もしてもらわなければならない。そういった中で、どういった回収をしていくのか、市民の税金をこの損失補償に1円たりとも充ててはならないという精神のもとでやられるのか、少し疑問に思います。この念書についてはさらに精査していただいて、これには支払い計画も具体的になっておりませんし、やはり先ほど来田中議員からもありましたように、支払い能力のある保証人をきちんとつけられるのか。先ほど私が言いましたとおり、誓約書というのが紙切れで終わってはならない、今回も念書で終わってはならないということで、今から長い回収をしていくわけですね。そういう中で、もうちょっときちんとした回収方法を具体的に示していただければ、私も納得できる場所ではあると思っております。答弁をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、議員が申されたとおりでございます。今言われましたとおり、私たちが寝ても覚めても樋島漁協ということで、今までいろいろ頑張ってきましたので、その返済計画につきましても、きちんとした回収計画等も含めたところで計画を立てなければ、皆さん方に御理解いただけるような状況ではないと思っております。そこについては全額回収と言われますので、私たちが全額回収に向けてやるしかないと思っております。その全額を回収する計画書等も作成して、先ほど田中議員が言われましたとおり、執行部と議員さんたちとの密接なつながりを持って今後対応すべきだと思いますので、そういう決意をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 何名もの議員の皆さんがおっしゃられたとおりでありまして、実はきのうの全協につきましても、市長初め皆さんが鋭意努力されて、漁協のほうも道義的責任を感じて出席されたということでございましたけれども、きのうの全協というのは全く期待外れでゼロ回答。先ほどから出ていますように特別委員会、そして12月議会で決議した樋島漁協に対しての条件すら、漁民のよりどころでそれには応じられない一本で公的資金を投入することに同意しろというのは、とてもじゃないけど、これは無茶なことだと思います。

先ほどから皆さんがおっしゃっておられますけれども、きょうこれを可決して執行するとなれば、先ほどから出ておりますように、当然、市は債権者としてその回収に全力を挙げなければいけない。きょう可決した場合は速やかに執行されるんだろうと思いますけれども、先ほどから出ていたように、そういう条件があるわけです。

私がきのうから思うに、その条件も含めて、やはりこの問題は毎月いっばいに認めないと訴訟

なんていうのは前もってわかっているはずなのに、私の理解したところによると、部長あたりも一生懸命対応されているけれども、やはり市長みずから本気で動かないと何も進まない。前回の1,500万円もそうだし、今回のこの件についても、やはり市長がみずから本気で話されればこういう結果が、答えが出てくる。こういうことで、もう少し早くから、本気でこれやってほしいかったなと思う点もありますが、いずれにしても日にちがありません。

そういうことで、先ほど来出ていますけれども、公的資金を投入しますが、最終的には市民には一切負担させない。これが前提だと思いますので、可決して執行した後の応分の負担というのは今後また追加議案か何かで出るということですが、やはり樋島漁協にはもう少し誠意ある対応、本当に道義的責任を感じていますと言われますけれども、私たちから見れば、どこにそのかけらがあるのか、それしか見えません。

これは私案ですが、執行するならば漁協にももう少し頑張ってもらって、3,800万円の中から残債を一千数百万円負担していただいて、2,000万円くらいなら市民含めて3等分の按分くらいの負担をしなければいけないかなど覚悟はしておりますけれども、その3分の1、市民の分は債権者として絶対回収していただく。ということは、市民には一切負担させない。あとは市長初め執行部、そして議員。議員は市民に公的資金を投入せざるを得ない結果に、やはり道義的責任のつもりで負担しなければいけないだろうと思っているところです。

そういうことを含めて、市民が負担する額が決まったら、それだけの回収ができるのか。ぜひ回収していただかなければいけないんですが、部長は先ほどから決意、一生懸命やるということです。

そういうことで、市長、どうですか。いずれにしてもきょう認めなければいけないんでしょうけれども、やはり、それにはそういう条件がついているということも含めて、市長には今までも一生懸命頑張ってもらっていますが、今後もうちょっと頑張ってもらいたいという期待も込めて、市長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） おっしゃられたように市民の皆さんの血税でありますから、これについてはやはり負担は求められません。私もそう感じております。

ですから、まずもって債権回収に最大限の力を注ぎ込みまして、できる限りの回収をいたします。それと、私どもも応分の負担をしていくということ。そして、桑原氏個人からも、このように1,000万円の支払いという誓約があっておりますから、それも履行していただくということで、トータルといたしまして市民の皆様には負担を求めないということで挑みたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 園田君。

○14番（園田 一博君） 市長から決意を述べていただきました。市長が今おっしゃったように、必ずそういう方向になりますように、執行部も肝に銘じて頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 済みません、龍ヶ岳町出身の議員として、本当に皆さんに迷惑をかけます。本当に、穴があったら入りたいくらいの気持ちでおりますけれども。以前、市と議会には迷惑をかけないという誓約書を出されて安心しておりました。合併前の龍ヶ岳町のときに片づけておけば、これほど上天草市民の皆さんに心配をかけなくて済んだのではないかなと思っております。

きのうの全員協議会の中で樋島漁協の副組合長が、道義的には責任があるけれども、法的には責任がないということで、月5,000円か1万円か払う気持ちはないかという須崎議員の質問に対して、法的には求償権はないから払う気持ちはないという答弁でありました。しかしながら、市長に対しては、理事会から1,000万円払うという約束をされたという話でありましたけれども、それは本当ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 漁協という団体として1,000万円払うということではなくて、桑原氏が個人の立場で、組合長桑原千知という個人の立場で1,000万円支払うという内容のことです。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） きんのうの議会運営委員会でも、漁協の理事会でもお金を払うという、あ、100万円ですか。これは約束ということで、桑原議員の念書と同じくらいの感じですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） これは、私どもと漁協の理事の方々との水面下の交渉の結果として、そういう額が引き出されております。ただ、しかしながら、これについても、私どもに幾らという権限もございませんので、あくまでも誠意を持った対応であるというふうに認識しております。額については、昨日の全員協議会で申し上げたとおりでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） やはりこれは、職員や我々議員ではどうにもならないというか、本当に市長に頑張ってもらわないといけない問題だと思いますので、市長に力を入れて頑張ってもらいたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） くだいようですが、確認の意味で。

先ほどから、いろいろ意見も出ています。そして、執行部のほうからの答弁も聞いておりましたが、この予算をもしもきょう可決に至って、予算執行される期日、あるいは時間と同時に法的効力のあるような手法をもって契約を結ぶと。執行する場合、同時に相手側と、法的な拘束力のある手続を踏まえて執行する。そういう条件でよろしゅうございますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） はい、おっしゃられるとおりでございます。本日、皆様方の御賛同をいただいて可決の際には、予算が可決したということで訴訟は回避されます。そして、後ほど私どもと正式な契約を結ぶ準備をしっかりと整えて、その契約と同時に損失補償の履行を執行したいと考えております。8月、早い段階でそれが可能ではないかと思っておりますから、それを見据えて準備に入りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。  
田中万里君。

○12番（田中 万里君） 私は前半戦で質疑をして、その間いろいろな方の質疑の中で、これはちょっと確認したいんですけども、まず今回可決しますね。その後に、今猪塚議員が言われたような法的効力がある契約を結びます。それで、市民の税金は1円も払わないようにするというようなことでいいですか。

それと同時に、一たんは一般財源から繰り出して払わなくてはならないので、この時点で使うというのはいたし方ありませんが、その後回収などに全力で取り組んで、1円も使わないというようなことになると、この辺を確認したいんですが、よろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） そのように、私どもは努力していくところでございます。とにかく、市民の方々の負担は一切求めないといいますか、市の金庫にすべて回収できるように努力していくところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 市長、努力ではなくて、やりますというような言葉が私は欲しいわけでございます。本当に、この問題は今後の滞納問題とか、そういうのに大きくつながる問題だと思います。そのためには、市長の決断というのが必要です。その点で、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） はい、これは私が責任を持ってやり遂げます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 確認いたします。

市長も責任があるというようなことで、道義的責任ということでございました。市長は、給与の20%を1年間。それと、教育長が10%。部長の人たちは応分の寄附でとらえていいんですかね。

それに対して、私ども議員としてこれまでいろいろな議論をしてきたこともあって、道義的な責任はございます。私はそう思っていますので、議員もこれから協議をした中で応分の負担をしていかなければならないと思っておりますが、その点、市長のほうにはっきりと決意をしていただければいいのではないかと、私は思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 追加議案ですけれども、市長。

○市長（川端 祐樹君） 次の追加議案といたしまして、私自身の給与、賞与を含めて1年間20%のカット。そして、同じく教育長についても10%、1年間のカット。そして、部長それぞれから寄附金といたしまして20万円ずつということで、このたびの道義的責任を果たしたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 大体理解しましたけれども、それで残債は残らないんですか。やはり、積算した証明書がないといけませんよ。3,800万円、積算してゼロになるんだったら、当然いいんですが、その根拠がないことにはわからないでしょう。後からの担保ではちょっとおかしくなりますよ。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁要りますか。この件については、答弁のしようがないと思います。ほかに質疑はございませんか。

6番、西本君。

○6番（西本 輝幸君） 桑原議員が1,000万円払うという念書ですが、議運の中では保証人をつけなさいということでしたね。ですから、市長が個人的に保証人になるということとはできないんですか。市長ではなくて、川端祐樹ではできないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） それも考えております。ただ、しかしながら、公職選挙法の絡みがありますから、よく確認いたしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

4番、須崎光枝君。

○4番（須崎 光枝君） 先ほどから田中万里議員も言われていますように、市には一切迷惑をかけないと言いながら、今日まで何の返済もありません。今回も、その場逃れの言葉によるものと信用できません。また、市民の税金を使うことに頑として反対します。言葉足らずですが、反対です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 正直申し上げまして、私は今の須崎議員と同じ気持ちではございませんが、先ほどの質疑の中で申し上げたように、ここにおられる議員の人たちは多分、ほとんどのの方がこの問題を解決して次のステップに行かなければならない、また、執行部もそういう思いでおられると思います。

私は今回賛成したいと思いますが、その約束事として、先ほどから言っておりますように、予算を執行するに当たっては桑原組合長と法的効力がある契約、書面を交わした上で、そして保証

人、我々が求めたあらゆることをしっかりと守るという条件は、先ほどの答弁では執行部はこれをのむということでした。それを確認の上、そして市民の税金を1円も使わない、そういう思いのもとに私は賛成をいたしたいと思いますが、その点を肝に銘じて、しっかりと実行していただきたいと思います。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、反対討論はございませんか。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** 議案第59号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号に反対討論をいたします。

この損失補償問題は、当初は漁民を助けるための施策だったのですが、求償権の放棄の問題、なぜ合併前に整理できなかったのかという問題などがあります。

先日、樋島の住民の方から、自分の親戚もお金を借りていたが、合併前に何とかしないと行って、親戚一同でお金を出し合って返済した。そういう努力をした人もいる。これでは、返さなかった者が得になる。絶対に市民の税金で払ってはいけない。市が支払えば、もう税金は払わないと訴えられました。また、組合員の方々の中にも、この問題で精神的な病気になった方もおられるようです。この問題をずっと引きずってきた樋島漁協組合員に対しても、今まで解決できなかった組合幹部には大きな責任があると思います。

また、先ほど私の質問に、市長は責任の所在を明らかにされませんでした。市民の税金を使う以上は、市民の前に明らかにすべきではないでしょうか。法的に、法的にと言われますけれども、いろいろ不透明な部分があります。また、この責任の所在など明らかにされないこと、こういうことがある以上は、市民の皆さんの大事な税金を一切使うべきではありません。

よって、私はこの議案に対して反対いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、賛成討論はございませんか。

15番、窪田君。

**○15番（窪田 進市君）** 意見が出ておりますように、さかのぼること30年前の経過があります。そして、両論いろいろ出ておりますけれども、確かにそういった論議は意味が深いものを感じます。

しかしながら私は、今ここに二つの迫められたところがあると思います。一つはまず、法的に今どうすべきか。いわゆる漁信基と上天草市が債権者、あるいは債務者という立場で、これは法的に迫られております。私たちの議員としての立場の判断も、大変ここには責任があります。

もう一つは、やはり道義的責任。これは道義的ですからなかなか、約束をここまでするとなかなか詳細にはできませんけれども、道義的責任は誠意を持って今後は取り組んでいただきたい、いただくものだというふうに思います。

したがって、そういったものを含めると、やはり30年前からの論議をずっとしてまいりますと、なかなかこの採決は、またもとに戻るということになりますから、今回提案されたのは現在の3,800万円有余のものを、この上天草市として、そして30年前から引き継いできた



ものとして判断すべきものとして、市民の負担が少ない中での法的な3,800万円、これに延滞金なり、あるいは裁判費用なり含めると、市民にはもっともっと負担がかかる。この際は、まずは賛成し、今回はぜひとも可決すべきだと私は思います。決して、この新聞をあれするわけではありませんけれども、もつれた糸、発端は30年前、それから処理の途中で合併になった。さらには、漁協は市に責任を問われている。このことが、今私たちの議題であります。

今回はこれを確認いたしまして、そしてさらに漁民の発展なり、あるいは漁業協同組合が再建できることが市の発展につながるものだという事で賛成をいたします。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 反対討論はございませんか。

10番、島田君。

**○10番（島田 光久君）** 私は反対の立場で討論いたします。

なぜなら、この3,800万円という市補償の金額は、本当に全額税で払うべき金額なのか。その確定作業というのがどうしても資料不十分で、議論できないんですよ。それで、市民にしっかりした説明責任が果たせない。保証人が払うべきお金も税で払う可能性も含まれています。やはり、その辺はしっかり説明して、市民にしっかり説明できる資料をもらって初めて、議会は判断できるんですよ。最終的には回収されるという議論をされていましたが、どういう形で回収されるのか、できるのか、そこも定かではない。

そういう理由で、今回のこの3,800万円の損失補償には反対です。私は、これがもうちょっと下がった形で、最終的な損失補償を確定すべきだと思います。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、賛成討論はございませんか。

高橋君。

**○7番（高橋 健君）** 賛成討論を行います。

第1回特別委員会、第2回特別委員会、両特別委員会から出された提出事が議会軽視、漁協自体が議会軽視という形での答えに関しては遺憾に思いますけれども、ただ、今回の上程にしましては3,800万円、タイムリミットが来ているというところでございます。仮に、もしこれを払わなかったとしたならば、恐らく6,000万円強の税金を投入しなければならない。

ただ、先ほどからの執行部の答弁にあるように、3,800万円に関しては債権者となってしっかり取り立てをすると。私が命がけですというふうな市長の答弁も聞いております。私は、それを信用したいと思います。

仮にこれを否決して、残りの3,800万円以上を払わなければならなくなったときの責任の所在、そういうところに関しては、私どもとしては一議員として責任を取るような形で判断できませんので、私は今の上程に賛成いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、反対討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ、ほかに討論が――。

北垣君。

○13番(北垣 潮君) 反対討論をします。

樋島漁協の損失補償の特別委員会からの、事務所の建物、土地を売却してということに対して、漁協側はノーという答えでありましたけれども、私が思うには土地、建物を市のほうに押し上げて、市から借りるようにして漁協の運営をしていけばできたのではないかなと思うわけでありませぬ。市としても、ぎりぎりになってこういう臨時議会を開くというのも、私ちょっと納得できないところもありますし、市民の税金をこういう問題に使うのは、私は反対であります。

○議長(堀江 隆臣君) 賛成討論ございますか。

小西涼司君。

○8番(小西 涼司君) 私は、この議案に対して賛成討論を行いたいと思います。

まず第1点目、旧龍ヶ岳町と漁信基の間で損失補償契約が締結されております。その後4町合併し、負の財産を引き継いだわけですので、現在、法的には上天草市は支払いの義務があるということが、まず第1点。

第2点目。先ほども申しあげましたように、漁信基のほうから期限を切って、7月中に上程されなかった場合に直ちに訴訟を起こすということが第2点。

第3点目。もし訴訟を起こされた場合に、遅延損害金等を含めた約2,000万円をプラスして市が支払わなければならないということを考えますと、三千八百数十万円という最小限で抑えられるこの時期に、大変な市民の血税でありますけれども、まずここで議決をし、その後市のほうから、先ほども出ていますような取り立てというか、債務者に対しての請求を行ってほしいという思いです。

以上のことによって、私は賛成をいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 反対討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) なければ、ほかに討論はございませんか。

渡辺君。

○18番(渡辺 勝也君) それぞれに賛成、反対がいろいろ出ておりますが、先ほど高橋議員からもありましたように、仮にこれを採択しないとなったときには、反対もいいんですが、それだけの、必要以上の金を払わなければならないんですけれども、そこらはどういうふうにとらえておられるのか。そして――。

○議長(堀江 隆臣君) 渡辺議員、ここは討論ですので、御自分の賛成、反対を表明されて、その理由を述べられればよいと思います。

○18番(渡辺 勝也君) それはやりますが、我々も、議会も執行部も、本来市民なんです。ただ、行政に携わっているから、道義的な中で協力をしようということでございますが、市民は1円たりとも言うけれども、我々も市民ですから、そこはそこで出ては行くわけなんです。

それで、基本的には、それぞれが話しているから何回言っても一緒ですけども、そういう意

味でさっきも申しましたように、限られた時間の中で私は賛成したいということで、最後までございますが、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終わります。

それでは、議案第59号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

桑原議員の入場を求めます。

〔17番 桑原千知議員入場〕

○議長（堀江 隆臣君） この後、追加議案の予定がございますので、ここで暫時休憩を行います。議員さんも控室のほうにお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時25分

---

再開 午後 0時57分

追加日程第1 議案第60号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第61号 上天草市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 再開いたします。

お諮りいたします。

市長から、議案第60号及び議案第61号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

議案第60号、議案第61号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第60号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について、及び追加日程第2、議案第61号、上天草市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 追加議案についての説明を申し上げます。

今般の樋島漁協損失補償契約に基づく損失補償については、市の代表者である私にとって、この事案をこれまで長引かせたことに関する責務、そして行政の不信を招いてはならないという立場、また市民の安心な暮らしを提供すべき役割を担う行政機関の長として、道義的責任を果たす必要があると考えているところでございます。

つきましては、特例条例に基づきまして、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間、市長の給与及び期末手当を20%カットし、同じく三役の一員である教育長についてもそれぞれ10%をカットすることにより、市政の信頼回復を目指すものでございます。先ほどの議決についても御賛同賜りましてありがとうございました。このたびの給与カット条例につきましても御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案第60号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について説明いたします。今、市長のほうが提案理由で申しましたとおり、上天草市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定するものでございます。

市長及び副市長の給与月額の特例ということで、第1条で期日とそのカット割合を出しております。平成23年8月1日から平成24年7月31日の間で、市長及び副市長の給与を100分の20ということで、期末手当についても同額とするということでございます。教育長は、同期間100分の10、10%をカットするところでございます。

提案の理由といたしましては、樋島漁協損失補償契約に基づく損失補償について、この案件の解決に長期の期間を要したことによる市政への信頼回復を図るため、市長等の給与を減額する必要があるということで、この議案を提出するものでございます。御審議のほど、よろしく願いします。

続きまして、議案第61号ですが、期末手当の特例に関する条例でございます。今申し上げましたとおりでございます。

追加資料の説明資料をお開きいただきたいと思います。改正前、改正後ということでございまして、改正前が平成18年12月1日から平成23年3月31日までの間で30%カットしていたところでございます。それを、平成23年8月1日から来年7月31日まで20%をカットしますということでございます。教育長については、やはり同じように10%をカットした額ということでございます。

提案理由としては先ほど申しましたとおりでございまして、期末手当等を減額する必要があるということで、提案理由として説明していきたいと思っております。

以上です。よろしく願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部より提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第60号について質疑はございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 市長並びに教育長には、英断いただきましたことに感謝します。額については申し分ないと思うんですが、期間について若干、1年間ではどうかなと危惧します。その点について、まず1年間やってみて、その後にもた、回収状況を見ながら再延長するのか。我々議員としても、今から皆さんと話しなればいけません、私個人としては今議会で一応認めたわけですから、あと1年半の任期の中で負担すべきだろうと。次の議会まで持ち越すわけにはいきませんので、そういうふうに思っております。

そういうことで、執行部については再延長するのか、あるいは議会の任期並びにするのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） このたびの1年間については、一つの道義的責任、けじめとして提案させていただいております。もしも、例えば議会の皆様のカット期間が1年半とかいうことであれば、私もそれに同調する考えでございますし、またこれ以外でもさらに、私どもの間でもやはり不祥事等が発生する場合がありますので、当然これ以上の部分も出てくるということは認識しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員、何かあるんですか。

北垣君。

○13番（北垣 潮君） 改正前は、平成18年12月1日から平成23年3月31日まで100分の30とあるんですが、これくらいが適当ではないかと私は思うんですよね。任期いっぱい100分の30というふうにはできないかなということをお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） この期末勤勉手当の減額については、リバイバルプランを策定した時期だったかと思えます。平成18年から5年間ですか。そういうことで減額がされていたかと思えます。確定ではありません。私もそのとき、まだその議場にはおりませんでしたので、そう推測するところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

議案第60号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

北垣君。

○13番（北垣 潮君） 期末手当と間違えていました。この期末手当も、新しいのは100分の20となっているんですかね。これも前と同じで、100分の30ということにお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 討論ですので、議案に対して賛成か反対かを表明されて、そしてその理由を。

○13番（北垣 潮君） はい。やはり少ないと思いますので、これには反対します。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

議案第61号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は終了しました。

これをもちまして議事を閉じ、平成23年第5回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時09分